

回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

5－②(4) 間接差別の検証

男女雇用機会均等法に間接差別の禁止が盛り込まれたが、省令の条文はあくまで典型的な例である。2009年に行われた「男女共同参画に関する府民意識調査」の中で「管理職への登用」について、男女とも“男性の方が優遇されている”の回答が多いことから、結果、間接差別につながっていないかなど、中身について分析し、その分析結果を公表するとともに、間接差別の解消に向けて労働局と連携し事業主に指導強化を行うこと。

（回答）

平成23年に策定した「おおさか男女共同参画プラン（2011-2015）」では、女性をはじめ多様な人材の社会での活躍を促進することや男女共同参画社会の形成に向けて、より多くの府民に理解と共感を広げる取組みが重要であると認識の下、新たに「男女共同参画による社会の活性化」及び「女性も男性もだれもが共感できる男女共同参画」を施策の基本方向の1つとして掲げたところです。

産学官で構成する「おおさか男女共同参画促進プラットフォーム」等の場を活用し、企業等における女性の活躍促進に向けた方策など働く場における男女共同参画の取組を後押しする方策を検討するとともに、女性の活用や仕事と家庭の両立支援等に向けた取組を進める事業者を支援する「男女いきいき・元気宣言」事業者制度や府ホームページ上で府内の事業者の多様な取組事例を紹介する「いきいき企業サーチネット」などの取組を通じて、働く場における男女共同参画の取組を推進していきます。

なお、「男女共同参画に関する府民意識調査」は、男女共同参画プランの改定に向けて府民意識の推移等を把握するために5年ごとに行っているものです。企業における間接差別の状況といった個別事項の調査を目的とするものではなく、またそういったことを分析するものではありません。

また、男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）において、企業に対する指導は国の権限となっています。本府においては、大阪労働局と連携を図りながら、男女雇用機会均等法を含む労働関係法令を解説した啓発冊子の作成・配布を行うとともに、事業主等が参加する労働関係セミナー・研修等において同法の周知を図るなど、事業主をはじめ広く府民に対して、周知・啓発に努めているところです。

今後とも「雇用」における男女平等が一層、確立されるよう、啓発冊子の作成・配布などを通じて関係法令等の普及啓発に引き続き努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 男女参画・府民協働課
商工労働部 雇用推進室 労政課